

太良町人事行政の運営等に関する状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況(H24.4.1～H25.3.31)

区分	競争試験									選考					
	受験者数			合格者数			採用者数			申込者数			採用者数		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
一般行政職	20	8	12	4	2	2	2		2						
技能労務職															
医師															
医療技術職	2	1	1	2	1	1	2	1	1						
看護師	1		1	1		1	1		1						
合計	23	9	14	7	3	4	5	1	4						

(2) 退職等の状況(H24.4.1～H25.3.31)

区分	定年退職						勸奨退職			普通退職			懲戒免職			死亡退職		
	計	男性	女性	うち勤務延長後の退職			計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
				計	男性	女性												
一般行政職										1	1							
技能労務職	1	1																
医師										2	1	1						
医療技術職																		
看護師	1		1															
合計	2	1	1							3	2	1						

(3) 部門別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	
		平成24年	平成25年		
普通 会計 部門	一般行政 部門	議 会	2	2	
		総 務	23	22	△ 1
		税 務	8	7	△ 1
		農林水産	13	13	
		商 工	3	3	
		土 木	5	5	
		民 生	9	9	
	衛 生	10	10		
	小 計	73	71	△ 2	
	教育部門	教 育	10	11	1
公営 企業 等 会計 部門		病 院	48	52	4
		水 道	4	4	
		下 水 道	1	1	
		そ の 他	5	5	
		小 計	58	62	4
合 計			141	144	3

(4) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年3月31日	△3人(3.1%)

② 平成26年4月1日現在における定員の数値目標

町立病院を除く職員数 93人

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況の概要 各年4月1日

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年度
目標値	96	96	93	93	93	93
実績値	94	96	93	93	93	
達成率	102	100	100	100	100	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

(単位:千円)

24年度末人口	歳出額	人件費	人件費率	23年度率
9,821	5,370,619	801,479	14.9%	15.8%

(注) 人件費には特別職(町長や町議会議員など)に支給される給料・報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況(平成24年度普通会計決算)

(単位:千円)

職員数	給与費				1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
82	295,477	40,983	107,448	443,908	5,414

(注) 職員手当には退職手当を含んでいません。

(3) 職員の平均年齢と平均給料額の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	
		太良町	国
一般行政職	42.7	314,900	
	43.1		332,446

(4) 職員の初任給の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
		一般行政職	大学卒	161,600	177,300
高校卒	140,100		148,500	140,100	148,500

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		経験10年	経験15年	経験20年
		一般行政職	大学卒	246,700
	高校卒	234,600	266,400	305,900

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務内容	主事	主事	係長 主査	課長補佐 係長 主査	課長	課長
職員数	7	10	25	15	3	8
構成比	10.3	14.7	36.8	22.0	4.4	11.8

(7) 職員手当の状況

① 期末手当及び勤勉手当 (平成25年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.7月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.65月分
	計	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
制度上の段階、職務の 級等による加算措置		有		有	

② 退職手当

(平成25年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨
支給率	勤続20年	23.03月分	28.7875月分	23.03月分	28.7875月分
	勤続25年	32.83月分	38.955月分	32.83月分	38.955月分
	勤続35年	46.55月分	55.86月分	46.55月分	55.86月分
最高限度		55.86月分	55.86月分	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置		定年前早期退職 の特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職 の特例措置 (2~20%加算)	

(8) 特別職の報酬等の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		給料・報酬月額	期末手当
		一般行政職	町長
	副町長	537,000円	6月期 …… 1.4月分
報酬	議長	311,000円	12月期 …… 1.55月分
	副議長	258,000円	計 2.95月分
	議員	243,000円	※15%の加算措置あり

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (H25.4.1現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況 (H24.1.1～H24.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
3,417	545	88	6.2	15.9%

(注) 全対象職員数はH24.1.1～H24.12.31の全期間を在職した一般職員

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分状況

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動を伴う処分をいいます。

平成24年度の分限処分者・・・1名 休職

(2) 懲戒処分状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます
平成24年度の懲戒処分者は、ありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことに従事したり勤務時間中注意力を職務外のことにそらしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

平成24年度の職員の職務専念義務違反はありません。

(2) 営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません

平成24年度の職員の営利企業等従事許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (H24.4.1～H25.3.31)

区分	研修名	修了者数(人)
一般研修	新規採用職員研修	1
	町村職員第1部研修・第2部研修	7
	監督者研修・管理者研修	3
	新任係長研修	3
特別研修	市町村アカデミー研修	2
	市町村国際文化研修所研修	1
	能力開発 コンプライアンスと危機管理	3
	能力開発 タイムマネジメント研修	4
	能力開発 会議活性化研修	3
	能力開発 地域活性化クリエイティブシンキング	3
	能力開発 CS向上につながるクレーム対応研修	3
	能力開発 人材育成フォローアップ研修	1
	能力開発 仕事の進め方(業務改善)研修	1
	地域包括ケア推進指導者養成研修	1
	広域圏組合 職員リーダー研修	5
	広域圏組合 法制執務研修	1
	産学官連携セミナーワークライフバランス	2
	パソコンスキルアップ研修	6
	全職員研修(職員メンタルヘルス基本研修)	70

(2) 勤務成績の評定の状況 未実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況 (平成24年度)

健康診断の種類別	対象者	受診者数	検査内容
定期健康診断	全職員	131	血圧、心電図、胸部X線 他
胃検診	希望者	31	透視、カメラ
人間ドック健診	希望者	8	身体測定、心肺機能、視聴覚、X線検査、血液、尿検査ほか

(2) 利益保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、勤務条件に関する措置要求制度及不服申立て制度が規定されています。

平成24年度の措置要求及び不服申立てはありません。